

岡崎市私立保育所運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置された私立保育所の育成及びその保育所に勤務する職員の給与処遇の改善並びに児童福祉の向上を図るため、予算の範囲内において岡崎市私立保育所運営費補助金（以下「市費補助金」という。）の交付を行うことに関し、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育所 法第35条第4項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置した市内に住所を有する保育所をいう。
- (2) 市費補助事業 市費補助金の交付の対象となる事業をいう。

(市費補助金の対象経費等)

第3条 この市費補助金の対象となる経費、算定方法、交付額等は、別表のとおりとする。ただし、人件費の区分において、次の各号に掲げる者に係る経費は補助の対象外とする。

- (1) 施設型給付費の加算のうち、高齢者等活躍促進加算の対象となる職員
- (2) 保育体制強化事業の対象となる保育支援者
- (3) 保育所が独自で雇用している事務職員
- (4) その他、他の補助事業等の対象として雇用している職員

(市費補助金の交付の申請)

第4条 市費補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式第1号による市費補助金交付申請書に市費補助金の交付に市長が必要と認める書類を添え、市長が定める時期までに提出しなければならない。

(市費補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて調査等を行い、市費補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、市費補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 補助事業者は、市費補助金の交付の決定を受けた場合において、市費補助事業の内容を変更しようとするとき又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号による市費補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、市費補助事業が完了したときは、その市費補助事業完了後10日以内に、様式第3号による市費補助事業実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて報告しなければならない。

(市費補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき市費補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(市費補助金の交付)

第9条 市費補助金は、前条の規定による市費補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

なお、市が実施する社会福祉法人等指導監査において、改善措置を命ぜられた場合には、改善がなされるまでの間、市費補助金を不交付とすることができる。

2 補助金の概算払による交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算

しなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、市費補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により市費補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市費補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 市費補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(市費補助金の返還)

第11条 市長は、市費補助金の交付決定を取り消した場合において、市費補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に市費補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える市費補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

(終期)

第13条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	対象となる経費	補助金額の算定方法	
人件費	保育所に勤務する職員（岡崎市の保育園配置基準により配置された職員）の給与の額（実支給が下回る場合はその金額）から施設型給付費（初日利用児童数で計上）に係る人件費を控除した額		
	常勤職員人件費	<p>園長 園長研修者 園長補佐 保育士主任 保育士副主任 保育士 業務員 再任用</p> <p>①対象となる内容 次に掲げるもののうち、市の関係条例・規則等に準じ、かつ補助事業者の定める給与規定に規定されるもの。 A 給料 B 扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、勤勉手当、期末手当 C 育児休業給</p> <p>②算定方法 A及びB 市で定める関係条例・規則等に準じ、かつ補助事業者の定める給与規定により算定する額。 関係条例等 岡崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第14号） 岡崎市技能業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和42年条例第7号） 岡崎市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第1号） ほか C 育児休業期間中の退職共済掛金本人負担分の2分の1に相当する額</p>	
	非常勤職員人件費	<p>嘱託職員 保育士 看護師 業務員</p> <p>臨時職員 保育士 延長パート 早朝パート 業務員パート 看護師パート 子育て支援員</p> <p>①対象となる内容 次に掲げるもののうち、市の関係条例・規則等に準じ、かつ補助事業者の定める給与規定に規定されるもの。 A 給料 B 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、期末手当</p> <p>②算定方法 A及びB 市で定める関係条例・規則等に準じ、かつ補助事業者の定める給与規定により算定する額。 関係条例等 岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号） 岡崎市技能業務会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年規則第35号） ほか</p>	
		嘱託医師	公立保育所における実支払額に準じた額以内の額
		産業医	産業医の配置に係る人件費相当の実支払額（ただし、月額35,000円、年額420,000円を上限とする。）
		社会保険料等事業主負担分	上記職員に係る社会保険料等の事業主負担分（実支払額）
		退職共済掛金事業主負担分	上記正規職員に係る退職共済掛金の事業主負担分（実支払額）
事務・事業費	管理費	国の定める当該年度の「私立保育所の運営に要する費用について」の「基本分単価に含まれている管理費」×初日利用児童数×10%（小数点第1位以下切り捨て）	
	研修費	岡崎市保育園連絡協議会職員研修負担金（年額8,400円）	
	特別保育分冷暖房費	延長保育実施園の早朝・夜間に係る経費（年額38,000円）	
	特別保育分事業費	<p>延長保育事業保育料×延長保育児童数（初日利用児童数）×25% （延長保育コース：延長A、B、C、D）</p> <p>一時預かり保育事業に要する経費単価（3歳児以上500円/回、3歳未満児800円/回） ×一時預かり利用児童数</p>	